

## □■受験対策ミニ講座 20 号 2023□■（養成所ニュースプラス 25 号）

先週末は、全国で大学入学共通テストが行われました。昨年、試験中にスマートフォンで問題を流出させる不正があったため、今回は対策として、試験監督者が試験前に受験生のスマートフォンの電源が切られているかを確認したとの報道がありました。2月の国家試験でも同様の対応が取られることになっています。

今回は「障害者に対する支援と障害者自立支援制度」からの出題です。選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるかもあわせて考えてみましょう。

### ■Plus Quiz・・・・・・・・

【第30回問題58】「障害者総合支援法」の障害福祉サービスに関する次の記述のうち、最も適切なものを1つ選びなさい。

1. 生活介護とは、医療を必要とし、常時介護を要する障害者に、機能訓練、看護、医学的管理の下における介護等を行うサービスである。
2. 行動援護とは、外出時の移動中の介護を除き、重度障害者の居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護等を行うサービスである。
3. 自立生活援助とは、一人暮らし等の障害者が居宅で自立した生活を送れるよう、定期的な巡回訪問や随時通報による相談に応じ、助言等を行うサービスである。
4. 就労移行支援とは、通常の事業所の雇用が困難な障害者に、就労の機会を提供し、必要な訓練などを行うサービスである。
5. 就労継続支援とは、就労を希望し、通常の事業所の雇用が可能な障害者に、就労のために必要な訓練などを行うサービスである。

（注）「障害者総合支援法」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のことである。

正答と解説は最後に記載してあります。

### ■Yoseijo Info・・・・・・・・

- ・(33期生)住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。
- ・(34期生)教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ  
申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。  
本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。
- ・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。  
レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

### ■Test Info・・・・・・・・

国家試験に関する情報をお届けします

- ・社会福祉振興・試験センターより、新型コロナウイルス感染症の感染防止、また不正行為防止対策について情報公開がありました。

詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?p=6417>

- ・令和4年12月9日に、第35回社会福祉士国家試験の受験票が投函（郵送）されました。

詳しくはこちら→<https://www.sssc.or.jp/shakai/index.html>

- ・第35回国家試験は、令和5年2月5日（日）です。

試験概要はこちら→<http://www.sssc.or.jp/shakai/gaiyou.html>

- ・本養成所主催、「受験対策講座」はwebにて開催中です。

受験対策ガイダンス動画、オンデマンド動画（全19科目）の視聴が可能です。また、12月20日（火）より、国家試

験直前対策講座（有料）の講義動画の視聴が開始となりました。是非ご活用ください。

受験対策講座ページへのアクセスはこちら→[http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page\\_id=5529](http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=5529)

※国家試験直前対策講座（有料）については、受講確定者に対してご案内（受講確定通知）を郵便及びメールにて送付しています。

#### ■Plus Info . . . . .

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<http://www.aigo.or.jp/>

#### ■Back Number . . . . .

過去のバックナンバーはこちら→[http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page\\_id=2686](http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?page_id=2686)

#### ■Plus Column . . . . .

##### 【知ってて安心、備えて安心】

まずは、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策です。「受験の手引」P.13 の記載に加え、12月5日に試験センターから通知が出ています。前々回にもお伝えしましたが、再度、通知内容について確認していきます。感染防止のため会場の衛生管理がどのように行われるのかを知ることで、当日の行動をイメージしましょう。

試験当日は、鼻と口の両方を確実に覆うマスクの着用を「義務づける」、会場入口では検温を行い、アルコール消毒液で手指消毒を「義務づける」とあります。また、密集を避けるために開場時間を早め、終了時は分散して退場できるよう工夫するとのことです（<http://www.aigo.or.jp/yoseijo/?p=6417>）。当日の不安を軽くするためにも一読しておきましょう。

次は、1月6日の試験センターからのお知らせについてです。「受験する皆様は、気象条件や公共交通機関の運行状況等に注意し、時間に余裕を持って試験会場にご来場ください。」とあります。地震や大雪等による災害、交通機関の遅延等は、いつどこで起きても不思議はありません。公共交通機関の経路は、様々な事態を想定していくつか確認しておきましょう。

また、試験開始時間に間に合うように到着すれば良いというわけではありません。「受験の手引」には、午前9時20分から注意事項等の説明を始めるので、午前8時30分から9時15分までの間に必ず入室するようにとあります。受験票でも開場時刻を確認し、開始前の説明の時刻についても見落とさないようにしてください。

試験会場に受験生用の駐車場・駐輪場は用意されていません。「受験の手引」にも「必ず公共交通機関を利用すること」とあります。当日は、たくさんの方が試験会場に向かいます。近隣住民への配慮から、タクシーの利用や自家用車での送迎も禁じられています。社会福祉士になろうという人が近隣の人々に迷惑をかけ、社会のルールを逸脱することはできませんね。

今できることは、どんな事態に対しても落ち着いて行動できるよう、出来る限りの準備をしておくことです。

##### 【Plus Quiz . . . . . 正答と解説】

この科目で「障害者総合支援法」は、この5年間、毎年出題されています。

この法の障害者サービスは、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」に分類されます。自立支援給付には、(1)介護給付 (2) 訓練等給付 (3) 相談支援 (4) 補装具 (5) 自立支援医療があります。サービスのイメージをしながら、事業分類や利用対象要件、事業内容等を理解しましょう。

障害者総合支援法のサービスでは、特定相談支援事業 (29回)、地域活動支援センター、就労継続支援 A 型 (30回)、自立生活援助 (31回)、生活介護 (32回)、行動援護 (33回)、相談支援 (34回) が出題され、また、サービス内容だけでなく、自治体の役割 (29回)、機関の役割、協議会 (30回)、関係機関の役割 (34回) 等の出題もありました。障

害分野で働いている人や実習した人は、確実に1点を取っていきましょう。

1. ×選択肢は療養介護の説明です。生活介護は、常時介護を要する障害者に、主として日中に通所事業所や障害者支援施設等で、入浴や排泄、食事の介護、創作的活動、生産活動の機会の提供等を行います。障害者総合支援法では最も利用者数が多いサービスです。

2. ×行動援護は、重度知的障害者等又は重度精神障害者等に、行動するときの危険を回避するために必要な援護や外出時での移動中の介護等の提供等を行います。間違いやすいサービスに視覚障害者を対象とする同行援護があります。注意してください。

3. ○自立生活援助は2018（平成30）年4月から新設されたサービスです。障害者支援施設や共同生活援助、精神科病院等から居宅に移行し日常生活を送れるように、定期的な訪問や随時の対応により相談や助言等を行います。利用期間は原則として1年間です。

4. ×選択肢は就労継続支援の説明です。就労移行支援は、一般企業等への就労を希望し、雇用されることが可能と見込まれる障害者に、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。

標準利用期間は2年間です。

5. ×選択肢は就労移行支援の説明です。就労継続支援は、一般企業等での就労が難しい障害者に就労の場を提供し知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。原則、労働法の適用を受けるA型と非雇用型のB型があります。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus